

〈慰安婦の声〉を登録するために

渡辺美奈 (wam)

日本軍「慰安婦」の証言をはじめとした関連記録を、ユネスコ「世界の記憶」に登録しよう！——韓国の呼びかけから取り組みが始まったのが2015年でした。日本政府の妨害もあって登録手続きが止まっていましたが、今年再開されるとの報道がありました。『wamだより』に掲載した報告の一部を再掲しつつ、これまでの経緯を報告します。

ユネスコと日本

ユネスコ (UNESCO: 国際連合教育科学文化機関) は、国連の専門機関の一つとして1946年11月に創設されました。日本はサンフランシスコ講和条約で主権を回復するよりも、また国連に加盟するよりも前の1951年7月にユネスコに加盟しました。その背景には、「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」と書かれたユネスコ憲章前文に感銘を受けた日本の人々が、1947年の仙台を皮切りに、世界でもいち早く「民間ユネスコ運動」をスタートするなどの盛り上がりがありました。

第2次世界大戦直後に創設されたユネスコは、憲章第1条で「国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長させるために、教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献すること」を目的として掲げており、単純な文化振興機関ではありません。教育、自然科学、人文・社会科学、文化、情報・コミュニケーションの分野で実に幅広い活動を行っています。

条約に基づく「世界遺産」

日本で最もよく知られているユネスコの活動は「世界

遺産」かもしれません。観光誘致のイメージが強い「世界遺産」ですが、きっかけは、1960年代、ナイル川のアスワンハイダム建設による水没からアブ・シンベル神殿を救うため、ユネスコが遺跡群を移築して保存する国際キャンペーンを行ったことで、これを契機に世界的な文化遺産を保護する考え方が打ち出されました。また1965年に世界の優れた自然や歴史的地域の維持管理を支援する仕組みが米国から提案され、その流れで1972年に世界遺産条約がユネスコ総会で採択されました。音楽や技術など「形のないもの」を保護するための無形文化遺産保護条約は、それより30年後の2003年採択です。日本は1992年に世界遺産条約を、2004年に無形文化遺産保護条約を締結しています。

「世界の記憶」～ユネスコのプログラムとして

長い歴史の中で、人類はさまざまな記録を残してきました。そのなかでも、後世に残すべき「記録遺産」(Documentary Heritage)を保護するために設置されたのが、「世界の記憶」(Memory of the World)です(日本政府は当初、「記憶遺産」と訳しましたが、現在は「世界の記憶」に統一されています)。この「世界の記憶」という事業は、条約に基づく「世界遺産」とは異なり、ユネスコの推進する事業の一つとして1992年にスタートしました。

1990年代初頭、民族紛争や冷戦終結など世界全体で激変が起こり、移動可能な記録物は略奪や散逸などで危

表1: 「世界遺産」と「世界の記憶」の比較

分類	世界遺産*1		無形文化遺産	世界の記憶 (1995～2016)
登録例	【自然遺産】 屋久島、知床、白神山 (日本) など	【文化遺産】 原爆ドーム、明治日本の産業革命遺産 (日本)、 アウシュヴィッツ＝ビルケナウ強制収容所 (ポーランド)、 ビキニ環礁 (マーシャル諸島) など	能楽、歌舞伎、和食、和紙、フラメンコ、地中海の食事など	シベリア抑留・引き揚げの記録 (日本)、アンネの日記 (オランダ)、光州事件 (1980.5.18) 関連記録、 国家テロに対する真実・正義・記憶に関する記録 1976～1983 (アルゼンチン) など
条約	世界遺産条約		無形文化遺産保護条約	条約ではなくユネスコの事業
申請者	締約国政府が申請*2。個人や団体は不可。			政府、団体、個人など*3
審査方法	締約国政府が「暫定リスト」に推薦予定のものを記載したうえで、ユネスコ世界遺産センターへ推薦書を提出。その後、諮問機関が審査 (自然遺産なら IUCN (国際自然保護連合)、文化遺産、無形文化遺産なら ICOMOS (国際記念物遺跡会議)) が調査および審査し、「世界遺産委員会」(締約国から選出された21ヵ国で構成。任期6年) が可否を決議。			申請書は「世界の記憶」登録小委員会 (RSC、9人の専門家で構成) で基準に合致しているかを審査し、「世界の記憶」の最高機関である国際諮問委員会 (IAC、14人の専門家で構成) に送られ、IACの勧告に基づきユネスコ事務局長が結果を公表する。

*1 「世界遺産」の登録基準は文化遺産と自然遺産に分かれていたが2005年から統合され、文化遺産、自然遺産、それらが合わさった複合遺産をまとめて「世界遺産」としている。

*2 日本では「世界遺産条約関係省庁連絡会議」(外務省、文化庁、国土交通省、林野庁、水産庁、環境省／オブザーバー: 文部科学省、農林水産省) を経て選定。

*3 日本では「ユネスコ活動に関する法律」(1952年) に基づき文部科学省に「日本ユネスコ国内委員会」が置かれている。その分科会として「ユネスコ記憶遺産選考委員会」が置かれ、日本からの国際登録申請案件として2年に1回2団体を選考。多国間による国際申請はこの手続きを踏む必要はない。

機能的状態にありました。人類の記録を保護し、適切な形で保管してすべての人にアクセス可能にすることを基本的な目的として始まったのが「世界の記憶」です。事業を推進するためには、記録に対する理解を深め、価値を高めていくことが不可欠でした。そのために、特に重要な記録を国際的に登録するしくみが1995年につくられました。これ自体も「世界の記憶」と呼ばれ、今では代表的な事業になっています。

登録された「世界の記憶」のリストを見てみると、数世紀前の古い記録だけでなく、近年のさまざまな人権侵害の記録が含まれていることがわかります。例えば1964～1985年のブラジルの軍事独裁政権下の警察記録、南アフリカのネルソン・マンデラの投獄と裁判の記録、あるいは1973～1990年のチリの独裁政権下の人権侵害とその闘いに関する記録など、いずれも、「二度とこのような人権侵害があってはならない」との強い意志を感じる記録群です。国家による人権侵害の記録を、保護すべき大事な記録と捉えられるかどうか、それ自体がその国の民主化や人権尊重のレベルを示しているのかもしれません。

〈慰安婦の声〉を「世界の記憶」に

日本軍「慰安婦」の記録をユネスコ「世界の記憶」に登録するというアイデアは、2013年10月に韓国女性家族部が公聴会を開いたことにさかのぼります。当時、中国政府が南京大虐殺と「慰安婦」関連資料を「世界の記憶」に登録する準備を進めていて、中国政府は韓国政府にも共同登録を打診したそうですが、韓国は政府ではなく市民のイニシアティブとして、多国間で取り組む方針をとることにしたそうです。日本の市民団体に初めて相談があったのは2015年初頭で、2015年5月には「日本軍『慰安婦』関連記録をユネスコ世界記憶遺産に共同登録するための国際連帯委員会」（以下、「国際連帯委員会」）がソウルで結成されました。その後も参加国が増え、最終的には韓国、中国、台湾、フィリピン、インドネシア、オランダ、東ティモール、日本の8ヶ国の民間団体・個人によって、本格的な準備がスタートしました。

日本にある資料の登録申請にあたっては、「慰安婦」裁判を支援してきた5団体（山西省・明らかにする会、在日の慰安婦裁判を支える会、台湾の元「慰安婦」裁判を支援する会、フィリピン人元「従軍慰安婦」を支援する会、中国人「慰安婦」裁判を支援する会）とwamが構成団体となり「日本委員会」を組織しました。「国際連帯委員会」の事務局は韓国に置かれ、日本軍性奴隷制に関わる公文書等を保管する韓国、中国、オランダ、英国、オーストラリア、米国の公文書館から登録申請の了解を得たり、申請にあたってのサポートなど、様々なコーディ



2016年5月18日、ユネスコ「世界の記憶」への〈慰安婦の声〉登録申請のための署名式。8ヶ国の市民団体代表が集まった。

ネートを担ってくれました。そして、2016年5月31日、8ヶ国で構成される「国際連帯委員会」と、共同で登録申請することに合意した英国の帝国戦争博物館が、〈慰安婦の声〉というタイトルで2000点を超える関連記録の登録申請書を提出しました。準備期間中の2015年12月には「慰安婦」に関する日韓両政府による「合意」があり、韓国政府の姿勢も変わりましたが、様々な困難を乗り越えて申請にこぎつけたのでした。

日本からは、沖縄に連行された^{ベポンギ}裴奉奇さんから聞き取り^{ソンシンド}をした川田文子さんの録音テープやノート、在日の宋神道さんの録音テープと裁判での陳述、山西省・明らかにする会が中国の被害女性から聞き取った録音テープと書き起こし記録、城田すず子さんが書き残した膨大なノートなどを申請しました。中国政府が準備していた中国の档案馆にある「慰安婦」関連記録についても、ユネスコ事務局から多国間の動きと合流するよう勧められたため、申請内容に入っています。日本でインドネシアや東ティモールの支援をしてきた団体や個人は現地のチームメンバーとして参加し、まさに国際的に連帯しての準備となりました。

審査プロセスに抗議する日本政府

2016年当時、申請された記録を「世界の記憶」として登録するか否かの判断はアーカイブズの専門家で構成される委員会が行っていました。事務局が受理した登録申請書は、9人の専門家による登録小委員会（RSC）に送られ、真正性、唯一性、代替不可能性などの選考基準を満たしているかを評価します。その結果は、14人の専門家で構成される国際諮問委員会（IAC）に提出され、IACは登録する記録についてユネスコ事務局長に勧告、事務局長の名で登録が発表されます。また、「世界の記憶」の登録申請は政府だけでなく個人や団体も可能で、申請は2年に1回のサイクルで各国2件までですが、多国間による申請であれば制限はありません。国家単位ではない国境を越えて連携した申請が可能なのも魅力のひとつでした。

この専門性が高い審査プロセスでは、「世界遺産」のように条約締約国が政治介入する余地はほとんどありませんでした。2014年に中国政府が南京大虐殺に関する記録

を申請すると、日本政府は「政治利用だ」と批判して阻止に動きましたが、専門家の判断に影響を与えることはなく、2015年10月に「世界の記憶」として登録されました。この結果に対して菅官房長官はユネスコへの拠出金の停止に言及、安倍首相も「日本として組織的な活動をしなかったのは反省材料だ」とし、「慰安婦」関連記録については「登録されないよう今から万全を尽くすことが大事だ」と強調しました(時事通信 2015年10月15日付)。そして、11月に開催されたユネスコ総会には馳文科大臣が出席、ボゴバ事務局長に「世界の記憶」の制度改革を求めました。

日本政府はその後、ユネスコ分担金の支払いを実際に保留するという愚挙に出ました。毎年春に支払ってきたものを2016年は12月まで引き延ばし、2017年も5月時点で保留しているとの報道がありましたが、この状況はユネスコにとって打撃だったに違いありません。というのも、2016年はちょうど日本が最大の負担国だったのです(年間38億5千万円)。ユネスコは国連本体のような常任理事国による拒否権の仕組みがないため、パレスチナが加盟国の賛成多数で2011年にユネスコ加盟国として認められました。これを受けて分担金の負担額が1位だった米国が支払いを停止していたのです。日本の通常分担金はユネスコ総予算の10%にあたり、職員の給与支払にも影響が出る状況だったといえます。

「対話」を求めた否定主義者

とはいえ、「世界の記憶」の決定にユネスコ加盟国が介入するための制度変更がすぐにできるわけではありません。その状況で編み出されたのが、「同様の記録を異なる解釈で登録申請する」というアイデアだったのでしょう。日本の侵略の歴史を否定してきた加瀬英明、目良浩一（在米）、小山和伸、山本優美子各氏の日米4団体が、多国間の市民団体の体裁で2016年5月、〈慰安婦と日本軍の規律に関する文書〉（以下、〈規律に関する文書〉）のタイトルのもと、日本や米国にある「慰安婦」関連公文書を登録する申請書を提出しました。そのうえで、2017年8月23日付でユネスコ事務局宛に公開書簡を出し、自分たちが申請した記録と〈慰安婦の声〉には、同一文書が含まれて

いる可能性があり、片方の申請だけを登録した場合には解釈に重大な影響を与えると訴え、〈慰安婦の声〉申請団体と「協議」する場をつくるよう求めました。

これによって、実に異例な事態が生じました。本来、異なる申請者が登録申請した記録については、基準に基づいて「世界の記憶」に値するかを審査し、重要な記録群であれば、〈慰安婦の声〉と〈規律に関する文書〉の両方を登録すればいいはずです。しかし、産経新聞等がすでに報道しているように、彼らの目的は〈慰安婦の声〉の登録阻止でした。自分たちが提出した記録を登録するよう求めるのではなく、〈慰安婦の声〉登録反対声明を103人の学者を動員して発表したり、緊急シンポジウムを開催するなど、阻止のための行動を展開しました。

「対話」勧告と登録保留

2017年4月、私たちは「世界の記憶」の登録小委員会(RSC)から、〈慰安婦の声〉の記録は「唯一で代替不可能」との書簡を受領しました。同時に、申請書に記載されていた文言の修正提案もあり、「国際連帯委員会」として調整して提出しました。審査の第1段階を通過して、順調にプロセスが進んでいるように見えました。しかし、同年10月に開かれた国際諮問委員会(IAC)は、〈慰安婦の声〉と〈規律に関する文書〉の登録を「対話」のために保留し、「あらゆる関連文書を可能な限り受け入れられるよう、共同申請につながることを目指して」、対話のための場所と期日を設定するようユネスコ事務局長に勧告しました。

この勧告を受け、菅官房長官は「適切な対応だ」と発言、〈規律に関する文書〉側関係者も歓迎声明を发出しました。こうした一連の「歓迎」によって、2つの申請者間の「対話」という前代未聞の勧告は、実は彼らの思惑どおりであることがみえてきました。

〈慰安婦の声〉登録申請団体は、国際諮問委員会（IAC）の勧告に大きな衝撃を受けました。また、説明責任を果たさず、民間団体に不誠実な対応をするユネスコ事務局の態度に辟易した場面もありました。しかし、自分たちの証言がかけがえのない記録として「世界の記憶」に登録されることを待っているサバイバーの女性たちがいます。また、私たちが諦めることを待っている日本政府や〈規律に関する文書〉側関係者もいます。粘り強く、登録実現に向けて活動するしかありません。

記録の意義を伝える活動

韓国の「国際連帯委員会」事務局は、遺産として後世に記録を残す意義を伝えるため、記者会見や展示会、国際シンポジウムなどを開催しながら、この7年間、「対話」を早く実現するようユネスコ事務局に対して絶え間

意見広告

「慰安婦」ユネスコ「世界の記憶」登録を阻止せよ!

—— 慰安婦問題調査会が6月26日(火)に ——

ユネスコ「慰安婦登録」を許すな!

18 東京会場 9月26日(火) 13:00-15:00

19 東京会場 9月26日(火) 15:00-17:00

20 大阪会場 9月26日(火) 13:00-15:00

21 大阪会場 9月26日(火) 15:00-17:00

22 名古屋会場 9月26日(火) 13:00-15:00

23 名古屋会場 9月26日(火) 15:00-17:00

24 福岡会場 9月26日(火) 13:00-15:00

25 福岡会場 9月26日(火) 15:00-17:00

26 札幌会場 9月26日(火) 13:00-15:00

27 札幌会場 9月26日(火) 15:00-17:00

28 仙台会場 9月26日(火) 13:00-15:00

29 仙台会場 9月26日(火) 15:00-17:00

30 新潟会場 9月26日(火) 13:00-15:00

31 新潟会場 9月26日(火) 15:00-17:00

32 金沢会場 9月26日(火) 13:00-15:00

33 金沢会場 9月26日(火) 15:00-17:00

34 富山会場 9月26日(火) 13:00-15:00

35 富山会場 9月26日(火) 15:00-17:00

36 石川会場 9月26日(火) 13:00-15:00

37 石川会場 9月26日(火) 15:00-17:00

38 福井会場 9月26日(火) 13:00-15:00

39 福井会場 9月26日(火) 15:00-17:00

40 岐阜会場 9月26日(火) 13:00-15:00

41 岐阜会場 9月26日(火) 15:00-17:00

42 愛知会場 9月26日(火) 13:00-15:00

43 愛知会場 9月26日(火) 15:00-17:00

44 三重会場 9月26日(火) 13:00-15:00

45 三重会場 9月26日(火) 15:00-17:00

46 滋賀会場 9月26日(火) 13:00-15:00

47 滋賀会場 9月26日(火) 15:00-17:00

48 京都会場 9月26日(火) 13:00-15:00

49 京都会場 9月26日(火) 15:00-17:00

50 大阪会場 9月26日(火) 13:00-15:00

51 大阪会場 9月26日(火) 15:00-17:00

52 奈良会場 9月26日(火) 13:00-15:00

53 奈良会場 9月26日(火) 15:00-17:00

54 和歌山会場 9月26日(火) 13:00-15:00

55 和歌山会場 9月26日(火) 15:00-17:00

56 徳島会場 9月26日(火) 13:00-15:00

57 徳島会場 9月26日(火) 15:00-17:00

58 高松会場 9月26日(火) 13:00-15:00

59 高松会場 9月26日(火) 15:00-17:00

60 松山会場 9月26日(火) 13:00-15:00

61 松山会場 9月26日(火) 15:00-17:00

62 高知会場 9月26日(火) 13:00-15:00

63 高知会場 9月26日(火) 15:00-17:00

64 佐賀会場 9月26日(火) 13:00-15:00

65 佐賀会場 9月26日(火) 15:00-17:00

66 長崎会場 9月26日(火) 13:00-15:00

67 長崎会場 9月26日(火) 15:00-17:00

68 熊本会場 9月26日(火) 13:00-15:00

69 熊本会場 9月26日(火) 15:00-17:00

70 大分会場 9月26日(火) 13:00-15:00

71 大分会場 9月26日(火) 15:00-17:00

72 宮崎会場 9月26日(火) 13:00-15:00

73 宮崎会場 9月26日(火) 15:00-17:00

74 鹿児島会場 9月26日(火) 13:00-15:00

75 鹿児島会場 9月26日(火) 15:00-17:00

76 沖縄会場 9月26日(火) 13:00-15:00

77 沖縄会場 9月26日(火) 15:00-17:00

産経新聞(2017年9月23日付)に掲載された「慰安婦」記録の登録阻止を呼びかける意見広告。

なく働きかけをしてきました。しかし、〈慰安婦の声〉の登録が進まないのはそもそも日本の問題です。これを政治案件として阻止すべきだと主張する日本政府、「慰安婦」制度をなかったことにしたい一部の人々。マスコミ報道もまた、こぞって〈慰安婦の声〉の登録申請を「紛争の火種」かのように扱ってきました。

そこで記録の意味、保護の必要性を日本社会に伝えるため、wamでもシンポジウムを企画しました。2017年11月には、元米国国立公文書館記録管理庁長官代理のトルディ・ピーターソンさんをメインゲストに「国家による人権侵害の記録をどう保存していくのか」と題するシンポジウムを開催(『wam だより』Vol.37 参照)。また、2018年10月に開催したシンポジウム「アルゼンチン 正義を求める闘いとその記録 性暴力を人道に対する犯罪として裁く!」も、実は、独裁政権下の人権侵害の記録を、政府とともに「世界の記憶」に登録した民間アーカイブズ、「メモリア・アビエルタ」と交流するなかで生まれた企画でした(『wam だより』Vol.40 参照)。

日本政府の思惑どおりの制度に

「世界の記憶」ガイドライン等の「改正」が「執行委員会」(ユネスコ加盟国の選挙で選ばれる58ヶ国で構成)で承認されたのは2021年4月のことでした。これによって、関係加盟国が登録申請に対して異議申し立てできる仕組みが導入されました。

日本政府は「透明性の確保が必要だ」と主張していましたが、より不透明で閉鎖的な制度になりました。例えば、これまでは市民団体等にも可能だった登録申請が加盟国を通じてのみに(国連機関等を除く)、ユネスコのウェブサイト上で閲覧可能だった登録申請書はこれまでのように一般公開はされず、加盟国への提示に限定されました。さらに、申請の時点で関係加盟国が異議を申し立てれば、決着がつくまで無期限で登録されません。そして、国際諮問委員会(IAC)など専門家の判断の後、執行委員会の承認というプロセスが入りました。専門家が主導する審査から、国家が主導する密室性の高い制度に変わったと言えるでしょう。

そもそも2015年11月に「世界の記憶」のガイドライン改正が提案されたのは、デジタル時代の記録遺産の保護に関する勧告がユネスコ総会で採択されたからでしたが、その機会は「記録の保護」ではなく「政治介入」のために使われました。人権侵害の記録のような都合の悪い、消せない「記録」の扱いについては、実は他の政府も介入したかったといえます。しかし、失われてしまうかもしれない人類の大切な記録を「遺産」として大切に守り、広くアクセスできるようにするため、熱意あるアーキビ

ストたちがつくってきた「世界の記憶」プログラムの根幹が失われてしまいました。その制度改悪を主導したのが日本政府だったのです。

「対話」に向けて

上記「対話」勧告の後、2018年5月に国際アーカイブズ評議会(ICA)事務総長アンセア・セレスさんが「対話」のファシリテーターとして任命されましたが、何も連絡がないまま翌年5月に辞任。6月には2人目のファシリテーターとして国際図書館連盟(IFLA)元会長イングリッド・ペアレントさんが任命されましたが、ペアレントさんとの第1回予備会議(オンライン)がやっと開催されたのはコロナ下の2020年11月でした。その後、何についてどのように「対話」を行うのか条件を定める文書(Terms and Conditions)のための交渉が始まりましたが、途中で何度も返信が途切れながら4年以上が経過。そして今年1月、産経新聞が「対話」が近く行われることが決まった、と報じたのです。

「対話」をしないことで永遠にお蔵入りにするのが日本政府の思惑だったかもしれませんが、「国際連帯委員会」事務局の努力でここまで来ました。wamではユネスコ「世界の記憶」への〈慰安婦の声〉登録申請に関するポータルサイトを作成し、このプロセスを記録で確認できるよう、準備を進めています。

日本軍「慰安婦」として受けた性暴力被害を語ってくれた女性たちも、多くがこの世を去りましたが、〈慰安婦の声〉を「世界の記憶」として登録し、響かせ続けるために、ぜひ今後も注目してください。(肩書はすべて当時)

ユネスコ「世界の記憶」と〈慰安婦の声〉略年表

2015	1月	韓国から日本の支援団体に打診
	5月	8ヶ国による「国際連帯委員会」、ソウルで発足
	12月	「慰安婦」に関して日韓両政府が「合意」
2016	5月	〈慰安婦の声〉登録申請書提出
2017	4月	登録小委員会(RSC)から「唯一で代替不可能」な記録だとの書簡受領
	10月	国際諮問委員会、「対話」のために登録延期の勧告
2018	5月	「対話」のファシリテーターにセレス氏任命
2019	5月	セレス氏辞任
	6月	ペアレント氏が2人目のファシリテーターに任命
2020	11月	ペアレント氏との予備会議(オンライン)開催。その後、「対話」の条件文書(Terms and Conditions)策定の交渉始まる
2021	4月	ユネスコ執行委員会で「世界の記憶」ガイドライン等改正案が了承され、7月には登録申請再開
2021-2024		この間、「対話」の条件文書策定の交渉は断続的に継続
2024	4月	ペアレント氏がファシリテーターを退任
2025	1月	産経新聞、「対話」が近く始まると報道。3人目のファシリテーター任命予定